

○自治医科大学発ベンチャーから取得する株式等取扱規程

(令和 5 年規程第 30 号)

改正 令和 6 年規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人自治医科大学(以下「本学」という。)において、大学発ベンチャーを積極的に支援することにより、研究開発の成果の普及及び活用を促進し、もって本学の研究開発能力を強化し、連続的なイノベーションの創出に寄与することを目的として、大学発ベンチャーから本学の研究成果に係るライセンス供与等の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大学発ベンチャー」とは、学校法人自治医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程(令和 2 年 1 月 9 日制定)第 2 条に規定する企業をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、自治医科大学発明等取扱規程(平成 17 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 4 号に規定する権利及び自治医科大学成果有体物取扱規程(平成 18 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 1 号に規定する成果有体物をいう。
- (3) 「ライセンス供与等」とは、知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- (4) 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。

(株式等の取得)

第 3 条 本学は、大学発ベンチャーから研究成果に係るライセンス供与等の対価の全部又は一部を、現金に代えて、株式等により取得することができる。

(取得に係る審査)

第 4 条 本学は、大学発ベンチャーからライセンス供与等の対価として株式等による支払の申出があった場合は、別に定める自治医科大学産学連携推進委員会(以下「委員会」という。)に、当該株式等の取得に係る審査を付託する。

- 2 委員会は、大学発ベンチャーの財務状況、将来性その他株式等の取得における妥当性を踏まえ、株式等取得の有無について審査を行うものとする。
- 3 委員会の委員長は、前項の審査の結果について、学長に報告するものとする。

(取得の決定)

第 5 条 学長は、前条第 3 項の規定により、委員会の委員長から受けた報告に基づき、株式等の取得の可否を決定する。

(新株予約権)

第 6 条 新株予約権を取得した場合、当該新株予約権の権利行使、権利の売却・変更又は処分(破棄を含む。)等については、委員会が審査し、学長の承認を得た上で適切に対応するものとする。

- 2 前項により新株予約権の権利行使を行う場合には、当該大学発ベンチャーとの新株予約権割当契約書等の契約内容を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、新株予約権を行使前に売却することを妨げない。

4 新株予約権取得後の管理は、大学事務部研究推進課が行う。

(株式の売却)

第7条 取得した株式等を売却する場合は、委員会の審議を経て、学長が決定する。

2 株式等を売却するにあたっては、ライセンス供与等の対価額を確保するよう努めなければならない。

(留意点)

第8条 本学は、取得した株式等に基づく当該大学発ベンチャーの経営に参加する権利については、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないことが当該大学発ベンチャーの経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りではない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第29号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。